

## 健康診査を受診されましたか？

和歌山県後期高齢者医療広域連合では、医科健康診査・歯科健康診査を平成31年2月28日(木)まで実施しています。

受診券をお持ちの方で、まだ健康診査を受診していない場合は、この機会に、ぜひご自身の健康状態をチェックしましょう。



### 健康診査

- 対象者 ①75歳以上の方  
②65歳以上75歳未満で、一定の障害認定を受けられた方
- 検査項目 問診、計測、診察、脂質、肝機能、尿、腎機能、代謝系
- 自己負担 無料

### 歯科健康診査

- 対象者 ①平成30年3月31日時点で、75歳・80歳・85歳の方  
②平成30年3月31日時点で、90歳以上の方
- 検査項目 問診、口腔内検査、口腔機能検査
- 自己負担 無料

- ※対象の方には5月下旬に受診券を直接送付しています。
- ※健康診査の実施場所は、受診券に同封の一覧表に記載されている医療機関になります。
- ※受診券等を紛失した場合は、和歌山県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

## ～ジェネリック医薬品使用促進のお知らせについて～

11月下旬から12月上旬にかけ、ジェネリック医薬品を使用した場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象に「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を送付しています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

- ※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。
- ※お薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。かかりつけの医師又は薬剤師にご相談ください。

◇問い合わせ 後発医薬品利用差額通知コールセンター  
フリーダイヤル 0120-53-0006 (通話無料)

## 配偶者の扶養をはずれた20歳以上60歳未満の妻(夫)の皆様へ 国民年金の手続きはお済みですか？

厚生年金保険や共済組合に加入する配偶者の健康保険被扶養者で、20歳以上60歳未満の妻(夫)は、第3号被保険者となり、国民年金保険料は配偶者が加入する年金制度が一括負担します。

しかし次の場合、第3号被保険者から、国民年金保険料を被保険者自身が納めなくてはならない第1号被保険者への切り替え届出が必要です。

- (1) 会社員または公務員の夫(妻)が
  - ①退職した ②脱サラして自営業を始めた ③65歳を超えた ④亡くなった
- (2) 会社員または公務員の夫(妻)と離婚した
- (3) 妻(夫)自身の年収が増えて、配偶者の健康保険の被扶養者からはずれた など

★保険料額：月額 16,340円(平成30年度)

★手続き窓口：市役所1階 国保年金課 年金係

★手続きに必要なもの： 1. 次の【A】または【B】

【A】マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等)  
及び本人確認書類(運転免許証等)

【B】年金手帳

※【A】【B】どちらもない場合は、運転免許証等本人確認できるもの

2. 扶養からはずれた日のわかる書類の写し(健康保険被扶養者資格喪失証明書等)

問い合わせ 国保年金課 年金係 ☎0738-23-5530